

吉崎市農業委員会定例会（令和8年4月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年4月23日（月） 午後4時
 2. 開催場所 吉崎市役所 石田庁舎 第4会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 18名
 4. 欠席委員 無
 5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局次長 …… 主任主事 ……
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番・委員 ・番・委員
 - 第2. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可処分取消願について
 - 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について
 - 議案第21号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について
 7. その他 次回の定例会の日程について 令和8年5月25日（月）午前9時～
-

開会(午後4:00)

- 事務局 定例会に入ります前に、職員の紹介をさせていただきます。
本年4月1日の人事異動により、農業委員会事務局の体制が一部変更となっております。
まず、産業推進部長兼石田支所長兼農業委員会事務局長の……
でございます。
- 事務局 皆さん、こんにちは。4月1日付の人事異動により、農業委員会事務局長を拝命いたしました・と申します。よろしくお願いたします。
産業推進部長としての業務もありますが、農業委員会の業務についても全力で取り組んでまいります。
また、地域計画や農地中間管理事業など、農業委員会と農林課が連携できる分野については、密接に連携し、農業振興につなげていきたいと考えております。

事務局 皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
続きまして、主任主事の・・・・でございませう。
そして、私、・・・・でございませう。
なお、本日は出席しておりませんが、このほかに会計年度任用職員として、・・・・、・・・・が在籍しております。どうぞ、よろしく
お願いいたします。
それでは、これより定例会に入ります。ここからの進行につきましては、・・事務局長にお願いいたします。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

事務局 定刻となりましたので、只今より令和8年4月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、全委員出席です。本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 皆さん、こんにちは。
昨日からの雨で十分な降水があり、水不足の心配は解消されたのではないかと思います。私が来る途中に永田ダムを確認しましたが、水が溢れる状況であり、安心しているところです。
先ほど新任の挨拶がありましたとおり、4月から農林課と農業委員会が一体となって事業を進めていくこととなります。
特に農地利用の最適化推進は、現在の農業委員会の主な業務となっております。
今後は相互に連携を強化しながら、農政の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
本日は会議終了後に初顔合わせの懇談の場も予定しておりますので、会議が円滑に進行できるようご協力をお願いいたします。
以上、簡単ではございますが挨拶といたします。
それでは、これより議事に入ります。
まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「吉岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・主任主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第17号の「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願ひします。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願が、次のとおり提出がされたので、審議のうえ決定の要がある。

2番 土地の所在

勝本町立石南触 ^{あざはちみず}字八水 . . . 番 地目 田 面積 1,457㎡

譲渡人

譲受人

権利の設定内容は許可処分の取消です。

理由については、本件は、令和8年3月25日付け、8屯農委指令 第13号をもって農地法第3条第1項の規定による許可を受けました。

当初は譲受人（. . . .）が耕作予定であったが、その後、新たな耕作者から取得希望があり、協議の結果、当該者へ譲渡することとなったため、本許可を取り消すものです。位置図は2頁のとおりです。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第17号2番は決定します。
続きまして、議案第18号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 それでは、3頁をお願ひします。

18番 土地の所在

郷ノ浦町麦谷触 ^{あざしなぎ}字品木 . . . 番・ 地目 畑 面積 4,699㎡

郷ノ浦町渡良東触 ^{あざみしかざき}字美鹿崎 . . . 番 地目 畑 面積 854㎡

事務局	同じく	・・・番	地目	畑	面積	6 8 7 m ²
	同じく	^{あざて ろうず} 字手良津	・・・番	地目	畑	面積 8 4 5 m ²
	同じく	・・・番	地目	畑	面積	7 4 9 m ²
	同じく	^{あざくりだけ} 字栗岳	・・・番	地目	畑	面積 1,6 1 3 m ²

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が6,5 6 5 m²、畑が1 3,0 7 2 m²の計1 9,6 3 7 m²です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により贈与する。

譲受人 受贈し農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、ロールベイラー、タイヤショベルを所有してあります。また、家畜は成牛、小牛を所有してあります。

農作業歴は本人4 7年、長男5年、従業員5年です。

通作距離については、約2 kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けであります、周辺への影響は、ないと判断されます。よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月17日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の説明を求めます。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、4月17日に本人に確認を致しました。

譲渡人である・・・さんの要望により、当該農地の管理が困難であることから、譲受人である・・・さんへ贈与するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

事務局 それでは、ご異議がないようですので、議案第18号18番は決定します。
続きまして、19番の説明をお願いします。

はい、3頁をお願い致します。

本件は、令和3年に非農地通知を発送した農地です。当時は山林化していたことから非農地と判断していましたが、その後の法務局による現地確認の結果、状況が改善され、現在は果樹園として利用されていることが確認されました。このため、今回、生前贈与による所有権移転について、許可申請が提出されたものです。

19番 土地の所在

郷ノ浦町大島字古宮^{あざふるみや}・・・番 地目 畑 面積 466㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は畑が6,521㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は野菜、果樹です。

農機具は、軽トラック、刈払機、管理機を所有してあります。

農作業歴は本人6年、夫6年です。

通作距離については、約10mです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。「地域との調和要件」ですが、果樹の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月定例会の現地確認において、・・・会長および譲受人立ち会いのもと現地を確認しておりましたが、今回、改めて譲受人から状況写真の提出があり、果樹園として利用していることを確認しました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

議長 【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第18号19番は決定します。
続きまして、20番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願い致します。

20番 土地の所在

勝本町本宮東触 ^{あざいしはら}字石原 . . . 番 地目 田 面積 289㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が8,155㎡、畑が2,790㎡の計10,945㎡です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲、飼料作物です。

農機具は、トラクター、軽トラック、自走モアを、所有してあります。

また家畜は、肉用牛を所有してあります。

農作業歴は本人50年、妻50年です。

通作距離については、約500mです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稲、飼料作物の作付けでありますので、周
辺への影響は、ないと判断されます。よって農地法第3条第2項各号に該当
しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月17日に
委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務
局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の説明を求めます。

. . . 委員 はい。

議長 はい、. . . 番 . . . 委員。

. . . 委員 はい。担当の. . . です。

事務局の説明の通り、4月17日に本人に確認を致しました。

・委員 譲受人である・さんは農業経営規模の拡大を図るため、譲渡人である・さんより当該農地を譲り受けるものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第18号20番は決定します。続きまして、21番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願い致します。

21番 土地の所在

芦辺町深江鶴亀触 ^{あざふじょう}字不條 . . . 番・ 地目 田 面積 2,363㎡
同じく . . . 番・ 地目 田 面積 1,000㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が34,851㎡です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により売却する。

譲受人 買受けて農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲です。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人20年、妻20年、子2名10年です。

通作距離については、約4.5kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稲の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月17日に・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の説明を求めます。

・・・委員 はい。

議長 はい、番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、4月17日に本人に確認を致しました。

譲渡人である・・・さんの要望により、当該農地の管理が困難であることから、

譲受人である・・・さんは買い受け、農業経営規模の拡大を図るものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第18号21番は決定します。

続きまして、議案第19号「農地法第5条の規定による認可申請について」

を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、5頁お願いします。

3番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触 ^{あぎやねだ} 字柳田 ・・・番・ 地目 田 面積 1351㎡

転用目的 駐車場

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・・・

申請理由

申請地を店舗用駐車場として利用するため申請します。

権利の設定内容は、賃貸借です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、7頁から9頁です。令和8年4月17日に立石委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の説明を求めます。

・・・委員 はい。

議長 はい、番 ・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・です。

事務局の説明のとおり、4月17日に現地確認を行いました。

・・・さんは、店舗用駐車場として利用するため、申請地を借り受け、駐車場を整備する計画です。排水等による周辺への影響はないものと思われます。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第19号3番は決定します。続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 はい、5頁お願いします。

4番 土地の所在

石田町石田西触 ^{あざはるのくぼ} 字原ノ久保・・・番・ 地目 畑 面積 1,246㎡

転用目的 特定建築条件付売買予定地

譲渡人

譲受人

.....

申請理由

申請地を特定建築条件付売買予定地として、利用するため申請します。

権利の設定内容は、売買です。

農地区分は、第1種農地ですが、例外規定として、「住宅その他、申請地の周辺地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」という考え方に該当するものです。今回の申請地は、農業振興地域内農用地区域の縁辺部に位置しており、周囲を取り囲む農業用施設と一体となって集落に接続している状況にあります。周辺の農地や農業用施設を含めた土地利用のまとまりとして捉えた場合、集落に接続している区域と判断できる条件にあると考えています。

また、当該区域は圃場が細分化されていることに加え、周囲に宅地が近接している状況にあります。こうした立地や周辺環境を踏まえると、第1種農

事務局

地における例外規定の考え方に沿うものと考えています。

さらに、本件は分譲住宅地としての利用を目的とするものであり、地域内での居住の受け皿を確保するという点で、地域の実情に即した土地利用と考えられます。転用後の計画についても、周辺農地への影響が生じないように、配置計画や排水計画等に配慮した内容となっています。

本件につきましては、事前に長崎県農山村振興課へも内容の確認を行っており、本申請内容については、例外規定の考え方に照らして問題ない旨の見解をいただいております。また、特定建築条件付売買予定地とは、あらかじめ住宅などを建てることを条件として土地のことをいいます。通常は、農地はそのままでは売買できず住宅などを建てるためには農地転用の許可が必要です。

この制度は、次のような流れで土地利用を進めるためのものです。住宅を建てる目的で土地を購入する場合、まず、土地の売買契約を締結し、その後一定期間内に建築請負契約を結びます。そして、住宅の建築が行われることを前提として、農地転用の許可を受けるものです。

位置図、写真、配置図は、10頁から18頁です。令和8年4月17日に白谷委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明ですが、担当委員の説明を求めます。

・・委員 はい。

議長

はい、番 ・・委員。

・・委員 は はい、担当の・・です。

事務局の説明のとおり、4月17日に現地確認を行いました。

申請者である・・・・は、特定建築条件付売買予定地として利用するため、本申請地を買い受け、分譲地として整備する計画であります。

また、宅地造成に伴う土砂の流出や生活雑排水については合併浄化槽を設置する計画であることから、周辺農地や近隣への影響はないものと思われま。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長

以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

議長 【異議なしの声あり】

それではご異議ないようですので、議案第19号4番は決定します。
続きまして5番の説明をお願いします。

事務局 はい、6頁お願いします。

5番 土地の所在

石田町筒城東触 ^{あざやぶた} 字数田 . . . 番 . 地目 田 面積 654㎡

転用目的 牛舎

譲渡人

譲受人

申請理由

申請地を牛舎として利用するため申請します。

権利の設定内容は、贈与です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。位置図、写真、配置図は、19頁から25頁です。令和8年4月17日に長嶋委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の説明を求めます。

. . 委員 はい。

議長 はい、. 番 . . 委員。

. . 委員 はい、担当の. . です。

事務局の説明のとおり、4月17日に現地確認を行いました。

. . . . さんは、父の農地を譲り受け、農業経営規模の拡大を図るとともに、新たに牛舎を建築する計画です。申請地は周辺農地と十分な距離が確保されていますので、何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

それではご異議ないようですので、議案第19号5番は決定します。

続きまして議案第20号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」と議案第21号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案の第20号と議案第21号は一括して説明させていただきます。

はい、27頁をお願い致します。議案第20号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。28頁～29頁をご覧ください。令和8年4月農業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、27頁をご覧くださいますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が19筆で19,214㎡、9年間の田の新規が2筆で1,246㎡、5年間の田の新規が12筆で14,108㎡であり、10年間の畑の更新が1筆で3,045㎡、賃貸借権設定の合計が田畑合わせて34筆で37,613㎡であります。

続きまして、使用貸借権設定について10年間の田の新規が4筆で9,003㎡、10年間の畑の新規が1筆で1,159㎡、使用貸借権設定の合計が田畑合わせて5筆、10,162㎡であります。

続きまして、30頁をお願い致します。議案第21号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

31頁から32頁の令和8年4月農業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度、30頁をご覧くださいますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第20号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第20号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機

事務局 構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。

・・委員 確認ですが、最終ページの32ページ、35番以降についてです。期間が5年となっておりますが、設定されている権利の内容を見ると10年となっているため、どちらが正しいのか確認させてください。

事務局 ただいまの件ですが、35番から39番については10年間です。また、40番、41番については受け手の変更があり、従来の受け手「農事組合法人 沓石^{くつし}」からおよび・・氏へ変更となっております。そのため、今回改めて議案として提出しております。

・・委員 40番と41番の期間はどのようになりますか。

事務局 交代後の期間として、9年間が正しい期間です。整理しますと、35番から39番は10年間、40番と41番は9年間となります。よろしくをお願いします。

議長 ほかにご意見はございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、異議がないようでありますので、議案第20号と議案第21号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、次回の定例会の日程についてです。

5月の定例会の日程

令和8年5月25日(月) 午前9時～

沓崎市役所 石田庁舎 2階会議室

事務局 続いて、6月の定例会についてご相談です。6月25日は会長の出張があり、また23日は農協の総代会が予定されています。そのため、6月24日の開催を検討していますが、当日は午前中に事務局長が議会へ出席するため、午後の開催としたいと考えています。開始時間について、13時30分または16時からで検討していますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。それでは、6月24日（水曜日）13時30分から、この会場で開催することで決定いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日の定例会終了後、女性委員の皆様には少しお残りいただき、農業者年金の推進部長に関する件についてご相談させていただきたいと思います。事務局からは以上ですが、ほかに皆様から何かございますか。

・委員 農地の売買についてですが、田や畑ごとの平均的な価格の目安について教えていただければと思います。農業委員なので問い合わせがあります。この件については、次回でも構いませんので、教えていただければと思います。

事務局 売買価格についてですが、農地の場所によって差はあるものの、平均的な水準について整理してお示しできればと考えています。次回までに準備します。

・委員 現地立会いについてですが、申請時に「立会いをお願いします」と一言添えていただければ、現場での行き違いが減るのではないかと感じました。

事務局 この件については、申請者または関係者の立会いが必要です。可能であれば双方の立会いが望ましいですが、いずれかの立会いがないと手続きが進みませんので、ご協力をお願いします。事務局としても、窓口での受付時に改めて説明を行うようにいたします。これまではあまり例がありませんでしたが、今後は対応を徹底したいと思います。他に皆さん方から何かありましたら、ごございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【はいの声あり】

事務局

大変お疲れ様でした。

以上のおり議事内容を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

閉 会

(午 後

5 : 0 0)